

# 平成28年度個人町県民税について

## 税額の計算

個人町県民税は均等割額と所得割額の合計額です。

### 均等割

均等割の税額は、所得の多少に関わらず一定の金額となります。

・町民税 3,500円    ・県民税 2,200円

### 所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得金額(収入－必要経費)をもとに計算されます。

※税額＝課税所得金額(所得金額－所得控除額)×税率10%(町民税6%＋県民税4%)－税額控除額

## 町県民税が課税されない人

### ①均等割・所得割とも課税されない人(全部非課税)

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者(既婚者を除く)、寡婦寡夫で 前年の合計所得金額が125万円以下(給与収入の場合204万4千円未満)の人

### ②均等割が非課税の人

- ・扶養がない場合  
前年中の合計所得金額が28万円以下の人(給与収入の場合、年収93万円以下)
- ・扶養がいる場合  
前年中の合計所得金額が28万円×(本人＋配偶者＋扶養親族数)＋17万円以下の人  
※分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額で計算します。

### ③所得割が非課税の人

- ・扶養がない場合  
前年中の総所得金額等が35万円以下の人(給与収入の場合、年収100万円以下)
- ・扶養がいる場合  
前年中の合計所得金額が35万円×(本人＋配偶者＋扶養親族数)＋32万円以下の人

## 【Q&A】

### Q1. 今年は働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか。

A1. 前年中(1～12月)の所得に対して課税されるためです。

### Q2. 現在は上三川町に住んでいないのに、なぜ上三川町に町県民税を納めるのですか。

A2. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。新しい住所地では課税されません。

### Q3. 2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか。

A3. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも納税義務は消滅せず、その年度の町県民税は相続人に納付していただく必要があります。

## 全期分の納付書は廃止となりました

全期(全ての期別)分を一度に納める場合でも、期別ごとの納付書をお使いくださるようお願いいたします。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎569122

## 快適で安全な生活を送るため 上・下水道へ接続を

### 《上水道のススメ》

水は飲み水としてだけでなく、炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレ等で使用するなど、私たちの毎日の暮らしを支えるとても大切なものです。

上三川町の水道は、地下50～170mのところにある良質な地下水を水源としています。くみあげられた地下水は水道水としての安全を確保するため、定期的な水質検査を行い、適切な管理のもとでいつでも安全な水をみなさまにお届けしています。

水は毎日使い続けるものですので、安心・安全な町上水道への加入をおすすめします。

### 《下水道のススメ》

下水道は、みなさまの健康で快適な生活を確保するとともに、河川や農業用排水路の水質をきれいに保つためにはなくてはならない施設です。下水道に接続することにより、河川の水やまちがきれいになります。また、放流水はきれいな水質を確保するために毎月検査を行っています。

炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどの排水は日常生活で必ず発生するものです。良好な生活環境を保つためにも、町下水道への加入をおすすめします。

### ▼問い合わせ先

上下水道課	業務係	☎	56	9168
下水道係	業務係	☎	56	9169
下水道係	業務係	☎	56	9144



## 平成27年度個人情報保護制度実施状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の取扱いに関する基本的なルールを定めるとともに、町民の皆さんが自己の個人情報について、開示、訂正等を請求する権利を保障する制度です。

上三川町個人情報保護条例に基づく平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の開示等請求は次のとおりです。

- ①個人情報取扱事務登録件数 490件
- ②個人情報開示請求の状況

開示請求 件数	決定内容				不服 申し立て
	開示	部分 開示	不開示	不 存在	
9	4	0	0	5	0

※開示請求は、町長部局8件、教育委員会1件です。

- ③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件
- ④個人情報に関する苦情の申出件数 0件

## 平成27年度情報公開実施状況

情報公開制度は、町民の皆さんが町の保有する情報(公文書)の公開を請求する権利を保障し、町の機関に対して、条例上非公開と定められている場合を除き、情報を公開することを義務付ける制度です。

上三川町情報公開条例に基づく平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の請求内容等は次のとおりです。

請求件数	決定内容				不服 申し立て
	公開	部分 公開	非 公開	不 存在	
12	10	1	0	1	1

※請求は、町長部局5件、教育委員会4件、水道事業3件です。

▶問い合わせ先＝総務課 自治行政係 ☎569116